（国債の買入消却に関する省令の一部改正）

第十六条　国債の買入消却に関する省令（平成十五年財務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（買入消却に係る国債の買入れ） **第三条**　［略］ ［2～4　略］ 5　買入入札に応募する者は、応募額その他所定の事項を当該応募者の事務所に設置された入出力装置から入力者識別カード（発行省令第五条第五項に規定する入力者識別カードをいう。）を使用して入力することにより、入札しなければならない。ただし、電気通信回線の障害その他のやむを得ない事情により、電子情報処理組織を使用した入札が困難であると財務大臣が認めるときは、応募額その他所定の事項を記載した入札書を、第一項の規定に基づき財務大臣が定めた方法により日本銀行に提出することができる。 ［6～10　略］ **附　則** （買入消却に係る国債の買入れの特例） **第二条**　［略］ ［2・3　略］ 4　応募者は、応募額その他所定の事項を記載した入札書を提出することにより、入札するものとする。 ［5～7　略］ 8　落札者は、前項の規定による通知を受けた後、速やかに、価格格差ごとに、買入れを希望する銘柄別の額面金額その他所定の事項を記載した買入希望銘柄申出書を提出することにより、買入れを希望する銘柄の申出をするものとする。 ［9～14　略］	（買入消却に係る国債の買入れ） **第三条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　買入入札に応募する者は、応募額その他所定の事項を当該応募者の事務所に設置された入出力装置から入力者識別カード（発行省令第五条第五項に規定する入力者識別カードをいう。）を使用して入力することにより、入札しなければならない。ただし、電気通信回線の障害その他のやむを得ない事情により、電子情報処理組織を使用した入札が困難であると財務大臣が認めるときは、応募額その他所定の事項を記載し、かつ、記名なつ印した入札書を、第一項の規定に基づき財務大臣が定めた方法により日本銀行に提出することができる。 ［6～10　同上］ **附　則** （買入消却に係る国債の買入れの特例） **第二条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　応募者は、応募額その他所定の事項を記載し、かつ、記名なつ印した入札書を提出することにより、入札するものとする。 ［5～7　同上］ 8　落札者は、前項の規定による通知を受けた後、速やかに、価格格差ごとに、買入れを希望する銘柄別の額面金額その他所定の事項を記載し、かつ、記名なつ印した買入希望銘柄申出書を提出することにより、買入れを希望する銘柄の申出をするものとする。 ［9～14　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	